（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準）

第三条　ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第六条の二十四の五第十一号及び第十二条の十二の十七第十一号の規定により環境大臣が定める基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を行う場合には、第二条第二項第二号に規定する基準に適合していることを確認するための試験を六月に一回以上行い、かつ、その結果を記録することができる者であること。

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理の用に供する施設の基準）

第四条　ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第六条の二十四の六第四号及び第十二条の十二の十八第四号の規定により環境大臣が定める基準は、次のとおりとする。

一　処分するポリ塩化ビフェニル廃棄物の性状を分析することのできる設備が設けられていること。

二　保管施設を有する場合には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じ、かつ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物に他の物が混入するおそれがないように仕切り等が設けられていること。ただし、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物と低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（告示第二項第一号イ及びロ、第二号イからニまで及び第三号に規定する産業廃棄物並びにそれらの産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物をいう。以下同じ。）とを混合する場合であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれがなく、かつ、混合した廃棄物の全量を第二条第二項第二号に定める数値を超えないようポリ塩化ビフェニルを分別・除去した上で、焼却する方法により処理する場合を除く。

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理の認定の特例に係る当該無害化処理の用に供する施設の維持管理の基準）

第五条　ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第六条の二十四の七第一号（規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により環境大臣が定める基準は、次のとおりとする。

一　無害化処理の用に供する施設が焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設（規則第四条第一項第八号に規定する電気炉等を用いた焼却施設をいう。）を除く。）である場合には、規則第四条の五第一項第二号（同号ハ及びナからケまでを除く。）並びに第十二条の七第五項第二号及び第三号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

イ　燃焼室内に投入されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の温度を速やかに無害化処理を行うことができる温度以上とし、これを保つこと。

ロ　燃焼室内に投入されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の数量及び性状に応じ、無害化処理に必要な滞留時間を調節すること。

二　無害化処理の用に供する施設が焼却施設（製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設に限る。）である場合には、規則第四条の五第一項第三号ロ（同号ロ(1)及び同号ロの規定においてその例によるものとされた同項第二号ナからケまでを除く。）並びに第十二条の七第五項第二号ロ及びハ並びに第三号の規定の例によるほか、燃焼室内に投入されたポリ塩化ビフェニル廃棄物を無害化し、溶鋼を得るために必要な炉内の温度を適正に保つこと。

（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準）

第三条　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十二の十七第十一号の規定により環境大臣が定める基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

（新設）

（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理の用に供する施設の基準）

第四条　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十二の十八第四号の規定により環境大臣が定める基準は、次のとおりとする。

一　処分する低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の性状を分析することのできる設備が設けられていること。

二　保管施設を有する場合には、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じ、かつ、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に他の物が混入するおそれがないように仕切り等が設けられていること。

（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理の認定の特例に係る当該無害化処理の用に供する施設の維持管理の基準）

第五条　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の七第一号の規定により環境大臣が定める基準は、次のとおりとする。

一　無害化処理の用に供する施設が焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設（規則第四条第一項第八号に規定する電気炉等を用いた焼却施設をいう。）を除く。）である場合には、規則第四条の五第一項第二号（同号ハ及びナからケまでを除く。）並びに第十二条の七第五項第二号及び第三号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

イ　燃焼室内に投入された低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の温度を速やかに無害化処理を行うことができる温度以上とし、これを保つこと。

ロ　燃焼室内に投入された低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の数量及び性状に応じ、無害化処理に必要な滞留時間を調節すること。

二　無害化処理の用に供する施設が焼却施設（製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設に限る。）である場合には、規則第四条の五第一項第三号ロ（同号ロ(1)及び同号ロの規定においてその例によるものとされた同項第二号ナからケまでを除く。）並びに第十二条の七第五項第二号ロ及びハ並びに第三号の規定の例によるほか、燃焼室内に投入された低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を無害化し、溶鋼を得るために必要な炉内の温度を適正に保つこと。